

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和6年6月10日（月）

世田谷区

### 1 業務概要

(1) 件名 令和6年度路面下空洞調査委託

(2) 目的

本委託は、世田谷区が管理する道路において、路面下の空洞に起因した陥没による第三者被害を防止する観点から、路面下に発生した空洞を非破壊等にて調査・分析することにより、陥没の予防措置を講じることを目的とし、今後の維持管理、補修計画の基礎資料を得るものである。

(3) 業務内容 別紙、仕様書のとおり

(4) 履行期間（期限） 契約締結日から令和7年2月21日まで（予定）

※本プロポーザル方式は、令和6年度の委託を対象とするが、来年度も本委託と同様の業務の発注を予定している。調査方法の統一を図る必要があることから、本委託の履行状況が良好と認められ契約条件で合意が得られた場合には、令和7年度の委託業務について、本事業の予算配当を条件に本委託受託者と随意契約を締結する予定である。

### 2 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当するもの。

(1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。また、同条第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）による措置を現に受けていないこと。

(3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 都道府県民税・市町村民税の滞納がないこと。

(5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。

(6) 企業の実績

官公庁が発注し、令和元年度以降に完了した東京都内における、路面下空洞調査の受託実績が1件以上あること。

(7) 主任技術者、照査技術者の要件

・主任技術者において、官公庁が発注し、令和元年度以降に完了した路面下空洞調査の担当実績を有すること。

・主任技術者、照査技術者が下記のいずれかの資格を有するものであること。

【主任技術者】

・技術士

総合技術監理部門（建設-土質及び基礎又は道路、応用理学-地質）

建設部門（土質及び基礎又は道路）

応用理学部門（地質）

・RCCM（土質及び基礎、道路、地質）

## 【照査技術者】

### ・技術士

総合技術監理部門（建設-土質及び基礎又は道路、応用理学-地質）

建設部門（土質及び基礎又は道路）

応用理学部門（地質）

### （８）使用機器の要件

路面下空洞調査を実施するために、「仕様書別紙２」、業務内容詳細（３）④の性能を有する自社保有の自走式探査車を１台以上用意できること。

### （９）（６）から（８）については、確認のため実績等を証明することのできる資料を添付すること。なお、詳細については【様式２】、【様式４】、【様式５】の注釈を参照すること。

## 3 提案書の提出者を選定するための基準

参加表明では原則企画提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行うが、参加資格要件を満たす法人の参加申込みが４者以上となった場合は、参加表明書の記載内容及び添付書類の内容を評価して提案書提出者を３者以内に選定する。参加資格が確認でき、選定された者には招請通知を送付する。参加資格が確認できなかった者、非選定者には選定されなかった旨を通知する。

## 4 提案書を特定するための評価基準

- ①企業の業務実績の評価（２０％）
- ②技術者・使用機器の評価（３０％）
- ③業務の実施方針・企画提案の評価（４５％）
- ④見積価格の評価（５％）

## 5 手続等

### （１）担当部課

土木部土木計画調整課技術指導

### （２）説明書の配付期間、場所及び方法

配付期間：令和６年６月１０日（月）から令和６年６月２４日（月）

※土日・祝日を除く９時から１６時まで（１２時から１３時を除く。）

配付場所・方法：①世田谷区ホームページ（以下）よりダウンロード

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/009/001/001/002/d00209834.html>

または世田谷区ホームページ内の検索窓に「209834」と入力して検索

②土木計画調整課、窓口

### （３）参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和６年６月１０日（月）から令和６年６月２４日（月）

※土日・祝日を除く９時から１６時まで（１２時から１３時を除く。）

提出書類：参加表明書【様式１】

会社概要（パンフレット可）（様式自由）

企業の実績【様式２】

業務実施体制【様式3】

技術者経歴書【様式4】

使用機器調書【様式5】

提出先・方法：土木計画調整課に持参(事前に電話で持参する時間を予約すること。)

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和6年7月1日(月)から令和6年7月16日(火)

※土日・祝日を除く9時から16時まで(12時から13時を除く。)

提出先・方法：土木計画調整課に持参(事前に電話で持参する時間を予約すること。)

提出書類：企画提案書【様式7-1】

提案説明書(業務の実施方針)【様式7-2】

提案説明書(技術提案)【様式7-3】

見積書及び内訳書(様式自由)

提出部数

【正本】1部

【副本】8部

※左上ホチキス留めとする

※【副本】には提案者が特定できる企業名、氏名、住所、社印、電話番号等は記載しないこと。

・各提出書類は所定様式に基づき作成する。なお、所定様式のあるものは、必要事項を簡潔にまとめ、複数ページに及ばないようにする。

・用紙はA4用紙印刷とし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。印刷はカラーも可とする。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：有

(5) 関連情報を入手するための照会窓口：下記の「本件に関する問い合わせ先」のとおり

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(7) 詳細は説明書による。

(8) 本案件は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象である。詳細は別紙を参照すること。

《本件に関する問い合わせ先》

世田谷区土木部土木計画調整課技術指導

担当 蟹江、伊原

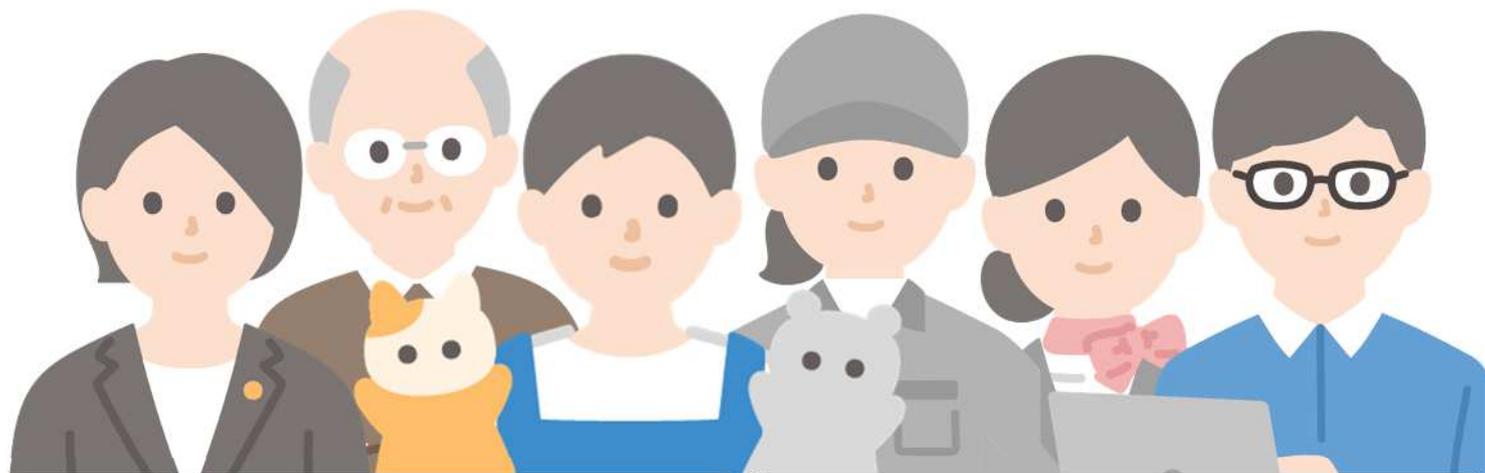
住所：東京都世田谷区玉川1-20-1 二子玉川分庁舎3F

電話：03-6432-7957

FAX：03-6432-7993

メールアドレス：SEA02401@mb.city.setagaya.tokyo.jp

世田谷区との一定額以上の契約には  
**「労働報酬下限額」** が適用されます



**工事請負契約の  
技能労働者**

**東京都の公共工事設計労務単価  
の職種ごとの85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

**工事以外の契約の  
労働者**

1時間あたり

**1,330円**

**労働報酬下限額とは...**

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件( )の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借を除く）

**世田谷区公契約条例とは...**

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係  
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435  
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



## 世田谷区公契約条例のその他の取組み

### 《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約( )において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

### 《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

### 工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,007円	潜かん世話役	4,420円	型わく工	3,188円
普通作業員	2,699円	さく岩工	3,783円	大工	3,060円
軽作業員	1,870円	トンネル特殊工	3,602円	左官	3,273円
造園工	2,752円	トンネル作業員	3,124円	配管工	2,869円
法面工	3,358円	トンネル世話役	4,080円	はつり工	3,039円
とび工	3,315円	橋りょう特殊工	3,496円	防水工	3,634円
石工	3,337円	橋りょう塗装工	3,570円	板金工	3,443円
ブロック工	3,103円	橋りょう世話役	4,091円	サッシ工	3,230円
電工	3,199円	土木一般世話役	3,294円	内装工	3,326円
鉄筋工	3,284円	高級船員	3,889円	ガラス工	3,177円
鉄骨工	2,975円	普通船員	3,135円	建具工	2,859円
塗装工	3,475円	潜水土	5,015円	ダクト工	2,869円
溶接工	3,592円	潜水連絡員	3,666円	保温工	2,784円
運転手(特殊)	3,071円	潜水送気員	3,560円	設備機械工	2,805円
運転手(一般)	2,508円	山林砂防工	3,262円	交通誘導員A	2,019円
潜かん工	3,730円	軌道工	5,780円	交通誘導員B	1,764円
				上記以外の職種	1,330円

上記の金額は熟練労働者に適用されます。

上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,540円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和6年3月14日告示によるものです。

適用対象は令和6年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。